

修正対象物品の令和5年度における輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、令和5年度の初日等から令和5年8月31日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000 トン	39,969 トン	105,031 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000 トン	61,810 トン	148,190 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP(TPP11))(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
4	豚肉(基準価格以上)	オーストラリア	807 トン	73 トン	734 トン
5	豚肉(基準価格以上)	カナダ	271,090 トン	90,370 トン	180,720 トン
6	豚肉(基準価格以上)	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
7	豚肉(基準価格以上)	チリ	38,340 トン	15,444 トン	22,896 トン
8	豚肉(基準価格以上)	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
9	豚肉(基準価格以上)	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉(基準価格以上)	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
11	豚肉(基準価格以上)	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
12	豚肉(基準価格以上)	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉(基準価格以上)	メキシコ	144,805 トン	57,660 トン	87,145 トン
14	豚肉調製品	オーストラリア	9 トン	3 トン	6 トン
15	豚肉調製品	カナダ	57 トン	15 トン	42 トン
16	豚肉調製品	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
17	豚肉調製品	チリ	0 トン	0 トン	0 トン
18	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
19	豚肉調製品	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
21	豚肉調製品	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
22	豚肉調製品	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
24	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	6,667 トン	32 トン	6,635 トン
25	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	5,889 トン	90 トン	5,799 トン
26	オレンジ	発効国全体	45,000 トン	※トン	- トン
27	SPF製材	カナダ	1,730,500 m ³	184,194 m ³	1,546,306 m ³
28	パーティクルボード	ニュージーランド	70,500 m ³	12,269 m ³	58,231 m ³
29	OSB等	カナダ	246,500 m ³	28,689 m ³	217,811 m ³
30	熱帯産木材合板	マレーシア	1,148,500 m ³	150,300 m ³	998,200 m ³
31	合板	ベトナム	245,000 m ³	66,463 m ³	178,537 m ³
32	広葉樹合板	マレーシア	677,500 m ³	41,797 m ³	635,703 m ³

33	針葉樹合板	カナダ	7,500 m ³	215 m ³	7,285 m ³
34	針葉樹合板	チリ	18,000 m ³	138 m ³	17,862 m ³
35	針葉樹合板	ニュージーランド	66,000 m ³	1,471 m ³	64,529 m ³
36	豚肉(基準価格未満)	発効国全体	102,000 トン	526 トン	101,474 トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
38	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	390,644 トン	144,308 トン	246,336 トン
39	豚肉調製品	欧州連合	3,707 トン	1,656 トン	2,051 トン
40	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	3,078 トン	1,268 トン	1,810 トン
41	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	2,667 トン	0 トン	2,667 トン
42	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	※トン	- トン
43	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	71,400 トン	184 トン	71,216 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
45	豚肉(基準価格以上)	アメリカ合衆国	281,728 トン	105,055 トン	176,673 トン
46	豚肉調製品	アメリカ合衆国	927 トン	455 トン	472 トン
47	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	6,667 トン	32 トン	6,635 トン
48	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	5,889 トン	117 トン	5,772 トン
49	オレンジ	アメリカ合衆国	42,750 トン	※トン	- トン
50	豚肉(基準価格未満)	アメリカ合衆国	102,000 トン	828 トン	101,172 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定(日英EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
52	豚肉(基準価格以上)	英国	391,673 トン	144,521 トン	247,152 トン
53	豚肉調製品	英国	3,707 トン	1,656 トン	2,051 トン
54	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	3,078 トン	1,268 トン	1,810 トン
55	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	2,667 トン	0 トン	2,667 トン
56	オレンジ	英国	2,000 トン	※トン	- トン
57	豚肉(基準価格未満)	英国	71,400 トン	184 トン	71,216 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
- ・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ・3の項、37の項、44の項及び51の項(牛肉)は、別途公表。
- ・47の項の輸入数量には24の項、48の項の輸入数量には25の項、50の項の輸入数量には36の項の輸入数量、52の項の輸入数量には38の項の輸入数量、53の項の輸入数量には39の項の輸入数量、54の項の輸入数量には40の項の輸入数量、55の項の輸入数量には41の項の輸入数量、56の項の輸入数量には42の項の輸入数量、57の項の輸入数量には43の項の輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ※26の項、42の項、49の項及び56の項(オレンジ)は、12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表(関税暫定措置法施行令第19条の9)。